

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属)新潟大学農学部農学科 教授 ----- (氏名)関島 恒夫
聴取日	令和3年11月30日(火) 12月23日(木)
聴取者	環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 河田審査官 環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 新田審査官 環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 浮田審査官
要領4.(2)利害関係者の除外	
・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 <div style="text-align: right;">利害関係      有      ・      <input checked="" type="checkbox"/> 無</div>	
要領4.(3)秘密保持の承諾	
・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。 <div style="text-align: right;">_____ <input checked="" type="checkbox"/> 承諾      ・      _____ 非承諾</div>	
< 関係委員意見概要 >	
クマタカについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最外殻である行動圏と高利用域が完全に一致することはまずない。行動圏の中でも特に利用頻度の高い領域を高利用域として描き、さらに、高利用域の中で、幼鳥の確認等の繁殖に関する情報に基づき、営巣中心域を描くことになる。</li> <li>・ 行動圏があって初めて高利用域等の内部構造があるので、行動圏が設定されないと高利用域等は定義できない。</li> <li>・ 風力発電施設の設置による改変面積は小さいので、改変面積ではなく、供用後の忌避により、どの程度の範囲で生息地放棄につながるか評価した上で、事後調査等により検証することが重要である。</li> <li>・ クマタカは尾根沿いからは出ないという前提条件のもとでペア識別等が行われる例が多いが、実際には稜線を越えることもあるので、行動圏を設定する際には、稜線で一義的に区切るのではなく、位置情報と個体識別情報を確認して描く必要がある。</li> <li>・ 営巣中心域は、少なくとも確認されている範囲を描いているだけなので、ある程度誤差があることから、営巣中心域の境界上に風力発電設備があるか否かの議論は意味をなさない。営巣中心域に隣接して風力発電設備の設置が計画されている場合には、安全側に立って配置等を検討すべき</li> </ul>

ヤイロチョウについて

である。

- ・クマタカは待ち伏せ型の狩り形態を取るため、林内での採餌行動がほとんどであり、確認された採餌行動が真の採餌行動を反映しているか評価できないことが多いので、狩りに関する行動の確認頻度は参考程度に留めた方がよい。
- ・営巣地が確認されていないペアについては、営巣地確認調査を実施してから、営巣中心域を推定し、風力発電設備の配置を検討する必要がある。
- ・営巣適地の推定に当たっては、好適だと考えられる環境のうち、どれ程度の割合が営巣放棄のリスクを受けるかという解析が重要となる。変量（環境要因）の寄与率を考慮した地域に応じた統計モデルで解析を行う必要がある。
- ・一般的に行われている Maxent 解析にて、確認位置の情報をを用いて、対象事業実施区域内の潜在的な生息地評価を定量的に行うとよい。